



目次

1. インド p 2	8. 中国 p 1 7
2017年会社法改正	中国の会社法
2. フィリピン p 4	9. インドネシア p 1 9
フィリピンにおける閉鎖手続き	Know-Your-Beneficial-Owner原則の適用具体化へ
3. ベトナム p 7	10. カンボジア p 2 1
ベトナムの会社法について	カンボジア株式について
4. マレーシア p 9	11. メキシコ p 2 3
外資規制に関して	メキシコにおけるFacturaについて
5. トルコ p 1 2	12. ブラジル p 2 5
トルコの会社法の基礎	EIRELI（個人有限責任会社）について
6. シンガポール p 1 3	13. バングラデシュ p 2 6
2018年サラリーガイド	取締役及び株主について
7. タイ p 1 5	
株主・株主総会について	



1. インド【2017年会社法改正】

【2017年会社法改正】

2017年インド会社法（The Companies Act, 2013）のいくつかの規定を改正する2017年改正会社法（The Companies Amendment Act, 2017）が2018年1月3日、大統領の承認を得て制定しました。

居住取締役の居住性について

居住取締役の居住要件を満たすためには前年度の暦年(1月1日～12月31日)で182日以上インドに滞在している必要がありますが、今後は前会計年度ではなく本会計年度（4月1日～3月31日）で182日以上インドに滞在していることが条件とする法案が可決されつつあります。

*本改正が施行されれば、当該会計年度で182日以上インドに滞在する予定があれば、居住取締役の居住要件を満たすことができます。具体的な施行日は公表されていませんが、新たな変更がありましたら改めてお知らせいたします。

取締役の辞任届について

取締役の変更時に会社登記局(ROC)へ提出するForm DIR-11(辞任届)は必須でしたが、今後は任意となります。

監査人の選任について

毎年の定時株主総会にて監査人を選任もしくは再選任する必要がありましたが、今後は省略が可能となります。

定時株主総会について

非上場企業の定時株主総会は、登記住所と同じ州内での開催が必要でしたが、今後はインド国内であればどこでも開催が可能となります。

臨時株主総会について

外国直接投資100%子会社の臨時株主総会は、インド国内での開催が必要でしたが、今後はインド国外での開催も可能となります。

今回の改正により、外資系企業に関係する規制が多く緩和されました。インドは法改正が頻繁にある国ですので、引き続きご注意ください。



パサン ヨルモ

東京コンサルティングファーム
インド法人（デリー）
ディレクター



中村 匠吾

東京コンサルティングファーム
インド法人（チェンナイ）
ディレクター



武田 麻利奈

東京コンサルティングファーム
インド法人（デリー）
マネジャー



坂本 佳代

東京コンサルティングファーム
インド法人（バンガロール）
マネジャー



久野 未稀

東京コンサルティングファーム
インド法人（デリー）



谷川 千裕

東京コンサルティングファーム
インド法人（ムンバイ）
マネジャー



塚本 沙樹

東京コンサルティングファーム
インド法人（デリー）

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp
Delhi Office : +91-11-4565-1750
Chennai Office: +91-44-45587902
Bangalore Office : +91-80-4112-8896
Mumbai Office: +91-76780-07312



2. フィリピン【フィリピンにおける閉鎖手続き】

【フィリピンにおける閉鎖手続き】

フィリピンへ進出をしている、または進出を検討されている皆様は、当然これから積極的にフィリピンビジネスを拡大する方向性で考えており、将来的に撤退し、閉鎖を行う可能性と閉鎖のリスクまで検討している方は稀でしょう。

しかし、進出国に関わらず、必ずしも海外ビジネスが順調に成功する企業ばかりではありません。

（日本企業の海外子会社の平均寿命は10年にも満たないとも言われています。）

もちろん、日系企業が永続し発展すべく海外事業の成功をサポートするのが弊社のミッションです。しかし、今回を機会に、海外事業の一拠点任せられた駐在員の皆様も、拠点の責任者としてワーストシナリオを想定し、頭の隅に入れておいて頂きたいと思います。

概要

近年、フィリピンへの投資活性化に伴い、日系企業のフィリピンへの新規進出案件は増えている一方で、各年の進出件数自体は2016年時点で約1,440社と留まっているのは、進出する企業もあれば、同様に撤退する企業が多いとも言えます。

以下、参考までに外務省からの統計による進出件数の推移となります。

2014年1,521社

2015年1,448社

2016年1,440社

閉鎖を行う理由としては、主に2通りのケースが考えられます。

1つ目は、フィリピンへの進出後、想定外に売上が伸びず、賃金上昇を含む費用増加に伴い利益が圧迫し、構造的な赤字体質となり撤退するケースです。

フィリピンに限らず、撤退に至る主な原因としては、財務と人事が正しくリンクしておらず、海外子会社マネジメントが機能していないというケースが多々見受けられます。

2つ目は、設立していた駐在員事務所を閉鎖して、本格的に営業活動を開始するケースです。近年ではフィリピンでのビジネス拡大を見込んで、市場調査や輸出製品の品質管理を目的とした駐在員事務所から、現地法人として営業活動を開始するケースが増えています。フィリピンでは、駐在員事務所から支店への格上げは可能ですが、駐在員事務所から現地法人への転換は出来ません。故に、現地法人として活動する場合には、駐在員事務所の閉鎖手続きをし、同時に現地法人を設立する必要があります。

全体のスケジュール

閉鎖のご相談に来られる多くの方が、まず驚かれるのが、閉鎖手続きに要する期間の長さです。閉鎖手続きにおいては、通常2年～3年、場合によっては4～5年ほどかかるケースもありますので、ご注意ください。

主な理由としては、税務当局（BIR）の閉鎖プロセスが非常に長いことがあげられます。BIRに対して必要な書類を提出した後、書類のレビューに数ヶ月の時間を要し、3年分の税務申告の税務調査手続き、BIRの閉鎖完了の証明書「Tax Clearance」の発行までの待ち時間が非常に長く、Tax Clearanceがその後のSECでの閉鎖プロセスに必要となるためです。

一般的な閉鎖手続きの流れは、以下の通りです。

①従業員への解雇手続き（1ヵ月～）



②地方自治体（LGU : Local Government Unit）への手続き（1ヵ月～）



③社会保険機関（SSS, PhilHelath, Pag-ibig）への手続き（1ヵ月～）



④税務当局（BIR）への手続き（通常2～3年）



⑤証券取引委員会（SEC）への手続き（3～4ヵ月）

閉鎖手続きにおける重要事項については、また次の機会にお話が出来ればと思います。



大橋 聖也

東京コンサルティングファーム
フィリピン法人（マニラ）
ディレクター



日比野 和樹

東京コンサルティングファーム
フィリピン法人（セブ）
ディレクター



村尾 一樹

東京コンサルティングファーム
フィリピン法人（マニラ）



近石 侑基

東京コンサルティングファーム
フィリピン法人（セブ）

お問合せ

E-mail :
f-info@kuno-cpa.co.jp
Manila Office :
+632-869-5806
Cebu Office :
+63-32-260-8715



伊藤 清高

東京コンサルティングファーム
フィリピン法人（マニラ）



上原 陵

東京コンサルティングファーム
フィリピン法人（マニラ）



3. ベトナム【ベトナムの会社法について】

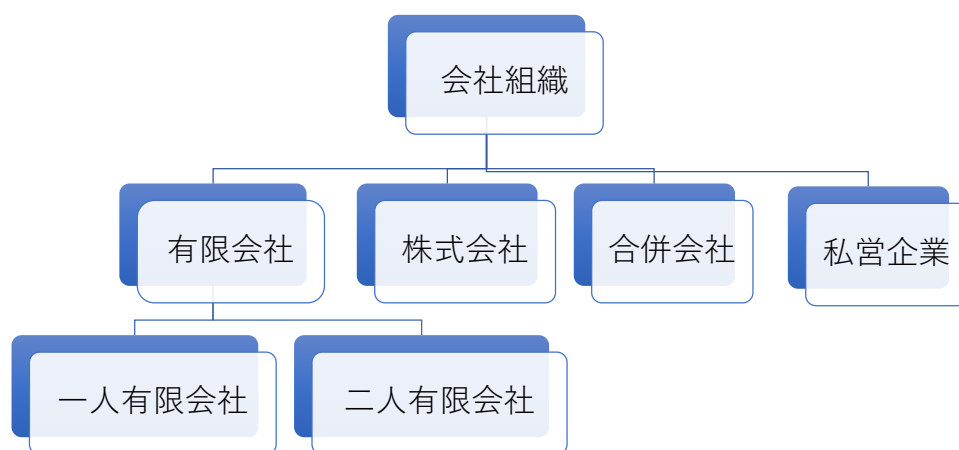
【ベトナムの会社法について】

ベトナムの会社法務における重要な法律として、統一企業法があります。統一企業法は、ベトナムでのビジネスを営む内国企業、外国企業などの国籍を問わず、すべての企業に適用されます。

統一企業法におけるベトナムの会社形態は、有限会社、株式会社、合併会社、私営企業の4種類です。

今回は最も一般的な有限会社、株式会社について簡単にご紹介させていただきます。

統一企業法に基づく会社形態



有限会社（一人と二人）と株式会社で、異なる点がいくつかございますので、そちらを下記に表にまとめました。

項目	二人以上有限会社	一人有限会社	株式会社
出資者/株主数	2~50名	1名	3名以上 注1)
出資者の携帯	組織もしくは個人	組織もしくは個人	組織もしくは個人
株式発行	不可	不可	可
責任範囲	払込資本金の範囲内	払込資本金の範囲内	払込資本金の範囲内
最高意思決定機関	社員総会 注2)	会長または社員総会	株主総会 注3)
増資の可否	可	可	可
減資の可否	可	不可 注4)	可
機関	会長、社長、社員総会、監査役 (11名以上の社員を有する場合 に設置)	会長、社長と監査役	株主総会、取締役会および 社長、監査役会(個人の株 主が11名以上もしくは会社 のそう株式の50%以上を所 有する法人の株主がある場 合に設置)

注1) 株式会社は有限会社と比較した場合、外国資本での実績がまだ少ないのが現状です。株式会社と有限会社の大きな違いは、株主（出資者）が3名以上必要である点、株式を発行し、出資者が自分の出資持分を自由に他者に譲渡できる点にあります。

注2) 社員総会は、毎年最低1回開催する必要があります。定款に異なる規定がない場合を除き、社員総会の会議は、会社の本社において行う必要があります。

注3) 定時株主総会は、毎年1回以上、決算以後4ヶ月以内にベトナム国内で開催しなければなりません。臨時株主総会は、取締役会が必要と認めた場合に開催されます。また、一定の事項が発生した場合には、取締役会は臨時株主総会を招集する義務を負います。

注4) 一人有限会社は増資をすることは可能ですが、資本の減資はできません。



進藤 英樹

東京コンサルティングファーム
ベトナム法人（ハノイ）
ディレクター



野口 周平

東京コンサルティングファーム
ベトナム法人（ホーチミン）
ディレクター

お問合せ

E-mail :
f-info@kuno-cpa.co.jp
Hanoi Office :
+84-(0)-24-3538-1964
Ho Chi Minh Office :
+84-12-2276-3403



黒木 優志

東京コンサルティングファーム
ベトナム法人（ハノイ）



川村 拓己

東京コンサルティングファーム
ベトナム法人（ホーチミン）



4. マレーシア【外資規制に関して】

【外資規制に関して】

日系企業が海外に進出される際、その国における優遇措置や様々なリスク、規制については誰しも気にかける要素かと存じます。

その中でも、今回はとりわけ外資規制について解説したいと思います。

同じASEANの中でも昨今注目されているフィリピン、インドネシア、タイ、ベトナム、は外資規制が厳しい国として知られています。また、一方でシンガポールやカンボジアなどは、規制がかなり緩い国として知られております。

それでは、マレーシアはどうなのでしょう。

マレーシアでは、ルックイースト（日本と韓国を見本とした近代化促進政策）に従い様々な日本優遇の措置を実施してきており、日系企業の多くは、進出の際にその恩恵を多く受けています。

しかし、同時にマレーシアでは、ブミプトラ政策というマレー系やその他の先住民を保護する政策がとられており、マレーシアで企業活動をする外国企業は少なからずその影響を受けることになります。実際に、近年外国人雇用にかかるレビー（人頭税）額が上昇していましたが、2018年にその負担者が従業員から雇用主が変わったことは多くの日系企業の間でも話題に挙がりました。

そんなトレンドのマレーシア経済であります。外資規制に関していえば、近年は緩和傾向にあると言われております。

今回は、現在マレーシアにおいて外資規制がどの程度行われているのかについて具体的に見ていきたいと思っております。

マレーシアで外資が規制されている事業は主に下記の3つに分けられます。

- ① 国家権益に関わる事業（水、エネルギー資源、電力供給等に関わる事業）
- ② 製造業
- ③ サービス業

<詳細>

- ① 国家権益に関わる事業（水、エネルギー資源、電力供給等に関わる事業）

こちらは、外資出資の割合が30%~49%までと制限されています。

- ② 製造業

こちらにつきまして、2003年の外資に関する出資規制撤廃以来、法律上外資規制はなく、100パーセント外資での規制が可能となっております。

- ③ サービス業

こちらにつきましては、依然規制が根強く残っている印象があります。

その中でも外資参入が完全に禁止されている事業として、下記が挙げられます。

- ・スーパーマーケット/ミニマーケット（販売フロア面積が3,000平方メートル未満）
- ・食料品店/一般販売店
- ・コンビニエンスストア
- ・新聞販売店、雑貨品の販売店
- ・ガソリンスタンド
- ・常設市場や歩道店舗
- ・薬局（伝統的なハーブや漢方薬を取り扱う薬局）
- ・布地屋、レストラン（高級レストランは除く）、宝石店など

このように、マレーシア政府は小売業を中心としてマレーシア人の雇用を守るため依然外資の参入を敬遠しているというのが現状です。

マレーシアへの進出をお考えの際は、これらの規制を踏まえたうえで、予定している業務の管轄当局に問い合わせ、必要なライセンスや書類等、何が必要になるか事前に把握しておくことが重要になります。



谷口 翔悟

東京コンサルティング
ファーム
マレーシア法人
ディレクター



須田 修司

東京コンサルティング
ファーム
マレーシア法人

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp

Kuala Lumpur Office : +603-2201-3526



8 トルコ【トルコ会社法の基礎】

【トルコ会社法の基礎】

トルコの会社法は、トルコ商法において規定されています。トルコ商法は、日本でいう会社法を含み、商取引全般の他に貿易取引や保険契約に関しても定めています。

トルコでは2006年に国際財務報告基準に準拠したトルコ会計基準ができましたが、それをトルコ国内の会社に対し適用するための根拠となる法令等が存在していませんでした。そこで、2011年にトルコ議会でトルコ商法のうち、会社法に相当する部分の改定が承認、2012年7月1日より施行され、コーポレートガバナンスの強化やディスクロージャー制度の充実が実現しました。

会社の機関体系は、株式会社の場合、1名以上の取締役で構成される取締役会の設置が義務付けられています。それに対し、有限会社では1名以上の取締役が株主から選任される必要があります。また、株式会社は株主総会が最高意思決定機関であり、有限会社の場合は出資者総会が該当します。

最新ニュースとしては、2018年3月10日会社設立にかかる項目が大幅に変更されました。主な変更点は下記の通りです。

- ①署名宣言書を商工会より発行が可能となる。
(従来はNotaryにて発行する必要があった)
- ②有限会社に限り設立時に資本金の1/4の払い込む必要がある規定を廃止する。
(資本金の払い込み時期は設立2年以内であればいつでも問題ない)
- ③設立時社会保険庁への別途の申請が必要なくなる。



高津 幸城

東京コンサルティング
ファーム
トルコ法人
ディレクター

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp
Istanbul Office : +90-539-585-4248



5. シンガポール【2018年サラリーガイド（SALARY GUIDE）】

【2018年サラリーガイド（SALARY GUIDE）】

アメリカの大手人材紹介会社、ロバートハーフ（Robert Half International Pte. Ltd.）が1950年代から毎年発表しているサラリーガイド（SALARY GUIDE）は、企業が適切な給与水準を把握するうえで、一つの重要な基準とされてきました。

このサラリーガイド、シンガポールの2018年版が先日発表されました。

なじみのない方のために簡単に内容を紹介すると、

サラリーガイドはMDの挨拶と解説に始まり、大きく3つのセクターに分けて雇用、給与の傾向を明示しています。

具体的には、財務・会計部門、金融サービス部門、テクノロジー部門の三つが取り扱われ、それぞれの雇用傾向、需要の高まっている職位とスキル、報酬金額の変動、サラリーレンジを順に提示するものです。

財務・会計部門に着目すると、電子化・自動化が叫ばれる中でも財務・会計人材の需要は減ることなく、時間を短縮し業務効率化を進める中で、新たなスキルを身に着け、

素早く、正確にデータを捌く能力が問われるようになってきています。

一方で財務・会計は、企業の経営者が最も積極的に（約91%）非常勤の人材を雇用する部門でもあります。転職率が高止まりしている市場の中で、企業の求めるレベルのスキルを持った人材を確保するのが難しいことを示しています。

求められるのはデータを分析し、経営判断に有益な資料を提供できる人材です。

財務企画、経営分析、税務管理が正規雇用人材のトップスリーとなっていることにもその傾向が如実に表れています。

賃金上昇率は7%、会計人材なら最低でも年収50,000 SGD程度が相場と見積もられており、戦略的な経営分析やIT技術に長けた人材にはスキルに沿って昇給が期待できる雇用条件が続きます。



岩城 徳朗

東京コンサルティングファーム
シンガポール法人
ディレクター



近藤 貴政

東京コンサルティングファーム
シンガポール法人

お問い合わせ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp

Singapore Office : +65-6632-3589



7. タイ【株主・株主総会について】

【株主・株主総会について】

株主数に関し、日本の最低株主数は1名ですが、タイでは、非公開会社の場合には3名以上の株主、公開株式の場合には、15名以上の株主を設置することが義務付けられています。

もし上記に記載されている人数を下回った場合、裁判所により解散命令が下される可能性がありますので、常に株主数を確保しておく必要があります。

	タイ		日本
株主数	非公開	公開	1名
	3名	15名	

タイにおける株主総会は、会社設立登記前に行われる創立総会、会社の登記日から6ヵ月以内に開催され、その後1年に1度開催される定時株主総会、取締役が必要と認める場合などに開催される臨時株主総会の3つの種類があります。

	創立総会	定時株主総会 (AGM)	臨時株主総会 (EGM)
内容	会社定款の承認 会社役員の任命 株式数の決定等	決算の承認や取締役の選任・解任等	必要に応じて決定
収集の決定	発起人	取締役（会）	取締役（会）
	株式引受後、遅滞なく 発起人が収集	設立登記後6ヵ月以内。 以後年に1回（決算日以後4ヵ月以内）	必要に応じて開催
定足数	引受済株式の50%以上	全株主の25%以上	全株主の25%以上
議決権	1株1議決権	1株1議決権、または 1人1議決権	1株1議決権または、 1人1議決権
決議方法	投票	挙手または投票	挙手または投票
議長	明文規定はない （通常発起人）	原則取締役会の議長 （いない場合は互選により決定）	原則取締役会の議長 （いない場合は互選により決定）

株主総会開催に際しては、原則として「株主全員へ、招集通知の発送による伝達」が必要となります。

また、通知の時期は、普通決議事項（取締役の選任、配当、決算書の承認等）の場合は、総会開催日の7日以上前に、特別決議事項（定款変更、増資減資、解散等）の場合は、14日以上前に配達記録により発送する必要がある、招集通知には、場所・日時・議題を記載します。

さらに、タイでは新聞公告が必要となっており、公告を怠った場合は、最大で2万THB、取締役に対しては、5万THBの罰金が科されますので注意が必要です。

日本の会社法では、株主の議決権行使の機会を保障するために、書面投票や議決権の代理行使を認めています。

タイでは、書面投票についての明文規定はありませんが、代理人を任命したうえでの議決権の代理行使は認めています。代理行使する際には、省令で定められた様式の委任状を文面に記載した上で、株主草加の開始時より前に会社に提出しておく必要があります。なお、実務上は株主が出席できないケースがあるため、代理行使の方法を採用する場合があります。

株主総会の決議に瑕疵がある場合は、決議があった日から1ヵ月以内に、株主が裁判所へ取り消しを求めることができます。



高橋 周平

東京コンサルティングファーム
タイ法人
ディレクター



植村 寛子

東京コンサルティングファーム
タイ法人

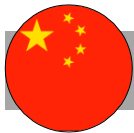


岩城 怜佳

東京コンサルティングファーム
タイ法人

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp
Bangkok Office : +66(0) 2 667 0112-4



8. 中国【中国の会社法】

【中国の会社法】

中国の企業は内資企業と外商企業の2つに大きく分類されます。

内資企業とは、中国国籍を有する自然人、または中国本土で設立登記をした企業が出資して、中国国内に設立された企業のことをいいます。対して、外商投資企業とは以下4種類の企業を指します。

- ・中外合弁会社

外国投資社と中国国内投資社が共同出資し、設立した有限責任会社
原則として、外国出資者の出資比率は25%以上必要

- ・中外合作会社

外国投資者と中国国内投資者が共同出資し、設立した有限責任会社

- ・外商独資会社

外国投資者の出資のみで設立した有限責任会社

- ・外商投資株式会社

外国投資者が出資する株式会社。外国出資者が所有する株式持ち分は登録資本金の25%を下回ってはならない

《また、中国の会社法は内資企業に適用されるだけでなく、外商投資企業にも適用されます。しかし、外商投資企業には、それぞれ中外合弁企業法、中外合作企業法及び外商独資企業法などの特別法も適用されます。

そのため、企業形態によってどの会社法が適用されるのか確認が必要です。

【中国進出における定款】

中国では日本と同様に、企業を設立する際の基本的な規則を制定した定款が必要です。

定款への記載事項について、政府が認めない等の原因で実現できなかった場合は、定款の権利を主張して異議を申し立てることができます。開発区などに会社を設立する際に中国語のみの印刷した定款にサインして委託されるケースもありますが、定款は中国語と他の一種の外国語で申請することが可能です。

また、定款変更は全会一致決議事項です。そこで頻繁に変更する可能性がある事項を定款に記載してしまうと、董事会の全員一致決議がとれず変更ができなくなる可能性があります。

大株主の場合、全会一致決議事項は少ない方が有利であり、定款に必要な記載事項以外は記載しないほうが望ましいです。

一方で他の出資者の場合は、多くの事項を記載した方が拒否権の発動の機会が増え、有利となります。定款を制定する際にも、自社の状況をよく考慮する必要があります。



三輪 常敬

東京コンサルティングファーム
中国法人
ディレクター



鄭 雪蘭

東京コンサルティングファーム
中国法人



安孫子 悠治

東京コンサルティングファーム
中国法人

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp
China Office : +86-185-1615-8254

 9. インドネシア【Know-Your-Beneficial-Owner原則の適用具体化へ】**【Know-Your-Beneficial-Owner原則の適用具体化へ】**

政府は企業によるマネーロンダリングやテロ資金調達に関連する活動の防止と撲滅のため、「Know-Your-Beneficial-Ownerの原則」の適用に関する2018年大統領規則第13号を公布しました（「PR 13/2018」）。

この規則は、他の省庁によって導入された他の関連する規制を厳密に反映しており、法人によるKnow-Your-Beneficial-Ownerの原則の適用について下記のように規定しています。

1. 企業の受益株主（実質上の所有者）の決定
2. Know-Your-Beneficial-Ownerの原則の適用
3. 監督管理
4. 受益株主に関する情報の協力と要請
5. 処罰
6. 経過規定

本規則の発行に際して、外国投資会社（PMA）を含む法人は、本原則およびそこに規定されている手順に従って、受益株主を特定、確認し、報告することが義務付けられました。今後、関連する認証機関より本規定の具体的な実施規則が発行されることが予想されます。

本規則の最も重要な点は個人として受益株主を定義することです。つまり、特定の個人を「最終的な実質上の所有者」として特定・検証するために、株式保有構造や取り決めに関する複数のレイヤーを明らかにするということです。

また本規則が受益株主を決定するために使用されるものと考え、**「ノミニー」**のスキームを使用している、あるいは使用を検討している投資家にとって懸念材料になるでしょう。具体的には、企業の受益株主を決定するための基準の中に**「企業の株式を購入するために資金を受け取る民間機関」**が含まれている点などです。

受益株主の申告が済んだ後の処置について、投資または株式保有構成の再構築等を企業に要求する権限・法的根拠が認可機関に対して付与されるかどうかは定かではありません。



本林 高志

東京コンサルティング
ファーム
インドネシア法人
ディレクター



早川 桃代

東京コンサルティング
ファーム
インドネシア法人



金目 沙織

東京コンサルティング
ファーム
インドネシア法人

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp

Jakarta Office : +62-21-2553-2561



10. カンボジア【カンボジア株式について】

【カンボジア株式について】

カンボジア会社法に規定される株式は、現地法人を設立する際のその会社の持分を表します。基本的に一つの種類の株式を発行することになり、株主平等原則が適用されることとなります。平等原則は以下の意味で平等です（144条）。

- ①議決権
- ②配当金
- ③残余財産分配請求権

しかし、定款で別の定めを設ければ、2種類以上の株式を発行することができ、また、各種類株式について絶対的又は相対的な権利を定めることができます。株式に付することができる権利及び条件には、次に掲げるものが含まれています（145条）。

- ①会社、株主の都合又は特定の出来事の発生により、当該種類株式を、当該会社又は他の会社の他の種類株式又は有価証券に転換又は交換できること
- ②残余財産の分配に関する優先権
- ③会社又は株主の都合によって、当該種類株式を買戻し又は償還できること
- ④譲渡制限

また、株式は譲渡制限をつけることができ、その制限内で譲渡を行うことができます（154条）。その際、株券の交付を行います。帳簿上も正確に記載を行う必要があります。株主であるか否かは、株券の占有ではなく、帳簿上の記載があるかどうかで決定されます。

第143条（株式）

株式は記名式とする。株式には金額表示があり、会社は額面価格以下で株式を発行してはならないものとする。各種類株式に付される権利、特権、制限及び条件は、定款において定めるものとする。

第144条（株式数・額面価格・権利）

定款において株式数及び額面価格が定められていない場合、会社は、額面4000リエル以上の株式を1000株以上発行するものとする。定款に株式の種類についての定めがない場合、会社の株式は1種類のみとする。これらの株式を保有する株主の権利は平等であり、ここにおける株主の権利には次に掲げる権利が含まれる。

- (1)全ての株主総会における議決権
- (2)決定された全ての配当において配当を受け取る権利
- (3)残余財産分配請求権

第145条（種類株式の権限）

定款の定めがある場合、会社は、2種類以上の株式を発行することができ、また、各種類株式について絶対的又は相対的な権利を定めることができる。各種類株式に付される権利、特権、制限及び条件は、定款において定めるものとする。前条各号の権利は、少なくとも1種類の種類株式に対し、各種類株式につき個別に又は全種類株式に付されるものとする。株式に付することができる権利及び条件には、次に掲げるものが含まれるものとする。

- (a)会社の都合、株主の都合又は特定の出来事の発生によって、当該種類株式を、当該会社又は他の会社の他の種類株式又は有価証券に転換又は交換できること
- (b)残余財産の分配に関する優先権
- (c)会社の都合又は株主の都合によって、当該種類株式を買戻し又は償還できること
- (d)譲渡制限

第154条（株式譲渡）

株式は、本法律及び定款が定める制限に従って譲渡することができる。会社は、株式を譲渡することができ、譲渡人及び譲受人から共同申請を受けた場合、帳簿及び記録に正確な記載しなければならない。



西山 翔太郎

東京コンサルティングファーム
カンボジア法人
ディレクター



安藤 朋美

東京コンサルティングファーム
カンボジア法人

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp
Cambodia office : +855-(0)78-943-939



11. メキシコ 【メキシコにおけるFacturaについて】

【メキシコにおけるFacturaについて】

2014年度の法改正によりメキシコでは、Facturaの作成及びそれに付随するxmlデータの保存が義務づけられました。そして2018年には、Facturaの電子情報のCFDIのバージョン変更に伴い、記載事項の追加が必要となりました。

今回は、そもそもFacturaとはどのようなものなのかを踏まえ、2018年における変更点を記述いたします。

Facturaとは？

多くの企業は、Factura作成ソフトによってFacturaを作成し請求書として運用を行っておりますが、本来は支払明細書（領収書）としての役割で用いられています。専用のソフトで作成されたFacturaは、電子データとしてメキシコ国税庁（SAT : Servicio de Administración Tributaria）で保管され、ウェブページ上でも電子データを閲覧することが出来ます

2018年の会計規定の変更により追加された記載事項

2018年、メキシコ会計士協会会計基準設定委員会（NIF : Normas Internacionales de Información Financiera）の会計規定変更により、Facturaへの必要記載事項が追加されました。また、それに伴いFactura作成システムのバージョンの変更が必要となり、多くの企業で対応に追われている傾向にあります。

2018年の変更において注意が必要となる項目として下記の3点の追加があります。

① Método de Pago. (支払状況)

該当するFacturaの料金が支払済か否かを記載する項目になります。下記の二つから選択することとなります。

- ・ PUE (Pago en una sola exhibición) : 支払完了済
- ・ PPD (Pago en parcialidades o diferido) : 支払未完了

②Forma de Pago（支払方法）

Facturaの料金がどのような方法で支払われたのかを記載する項目になります。

例）銀行振込、現金払い、クレジットカード払いなど

注意点としましては、上記のMétodo de Pagoが PPD（Pay Per Day）、つまり分割や繰越払いの場合、99 Por definir（不確定）を記載する必要がある点です。その理由として上記にも記載した通り、本来Facturaは、領収書としての意味合いがあるため、PPDに対して支払方法がどうであったかは、時系列を考えると記載する事が出来ないことになります。

そのためPPDの場合、Forma de Pagoは、99 Por definirと一旦記載する必要があるとあります。

③USO CFDI（会計処理項目）

こちらはFacturaの発行先に確認する必要があり、発行先がどのような用途で購入し商製品を利用するのか（会計処理を行うか）を記載する項目となります。

例えば、購入品を固定資産として利用するのか、販売目的で利用するのか等です。

備品の購入等は、一般的にコードナンバーG03の“Gastos en general（一般的な費用）”になるケースがほとんどですが、事前にFacturaの発行先に確認することをお勧め致します。



黒岩 洋一

東京コンサルティングファーム
メキシコ法人（メキシコシティ）
ディレクター



藤田 大

東京コンサルティングファーム
メキシコ法人（レオン）
ディレクター



渡辺 寛

東京コンサルティングファーム
メキシコ法人（メキシコシティ）



田村 彩紀

東京コンサルティングファーム
メキシコ法人（レオン）



清水 皐

東京コンサルティングファーム
メキシコ法人（メキシコシティ）

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp
MexicoCity Office : +52 (55) 5250-9878
Leon Office TEL : +52 (477) 330-6790



12. ブラジル【EIRELI（個人有限責任会社）について】

【EIRELI（個人有限責任会社）について】

ブラジルにおいて、有限責任会社（Sociedade Limitada）が最も多く登記されている会社形態となりますが、2012年の法改正により、個人有限責任会社(EIRELI: Empresa Individual de Responsabilidade Limitada)と呼ばれる会社形態が認められました。

EIRELIの最大の特徴は、出資者1名にて設立が可能な点となります。以前までは、個人のみが設立することが可能とされていましたが、2017年5月2日施行の法改正により、法人での設立も可能となりました。

その他事項としては、下記のように定められています。

- ・最低資本金は当該国の最低賃金の100倍以上
- ・有限責任会社によるそれぞれの法令が適用
- ・有限責任会社同様、主な事業内容を表した文言を商号内に挿入する必要あり、など



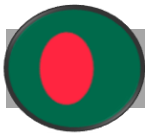
濱咲 克心

東京コンサルティングファーム
ブラジル法人
ディレクター

お問合せ

E-mail : f-info@kuno-cpa.co.jp

Sao Paulo Office : +55-11-3218-7790



13 バングラデシュ【取締役及び株主について】

【バングラデシュにおける取締役及び株主について】

バングラデシュへの投資期間が長くなるにつれて、取締役や株主に変更がある場合が出てきます。その際には、バングラデシュにおける取締役、株主の要件を認識し、定款の内容も確認する必要があります。

以下、バングラデシュにおける取締役、株主の要件となります。

〈取締役について〉

- ・居住性・国籍要件なし。
- ・非公開会社の取締役最低人数は2名。
- ・株主またはNominee Directorであることが必須。

〈株主について〉

- ・法人も個人も株主となることが可能。
- ・最低株主数は2名。

取締役と株主の関係性

バングラデシュで取締役に就任する者は、株式を保有している個人または株主企業から選任されたNominee Directorである必要があります。株主でもなく、株主企業のNomineeでもない者が取締役にすることはできません。

以前まではバングラデシュ商業登記所のシステムが完全に整備されておらず、会社登記時に上記の要件を満たしていない状態で、会社登記が完了してしまっている場合もありました。株式譲渡、代表者変更等の会社登記情報を変更する際、定款の各要件についても確認してみるのが良いかもしれません。



渡邊 忠興

東京コンサルティングファーム
バングラデシュ法人
ディレクター



齋藤 かおり

東京コンサルティングファーム
バングラデシュ法人

お問合せ

E-mail :
f-info@kuno-cpa.co.jp
Bangladesh Office :
+880-17-9984-2931

あなたの海外ビジネスに変革を
プロフェッショナル専用データベース



<https://www.wiki-investment.com/>

Produced by **Tokyo Consulting Firm**